

(仮称) 大田区景観賞 (案) の創設について

1. 背景

- ・「大田区景観計画」では、良好な景観形成の実現に向けて、景観法及び大田区景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築等の際に事業者に対して事前協議を義務づけ、地域特性を踏まえた景観形成に向けた誘導を行っているところである。
- ・良好な景観形成を図っていくためには、様々なまちづくりの機会等を捉えて各種の取組みを進めていくことが必要であり、区民の景観まちづくりに対する関心をさらに高めていくため、「大田区景観計画」第5章では良好な景観形成の実現に向けて各種施策を掲げているところである。

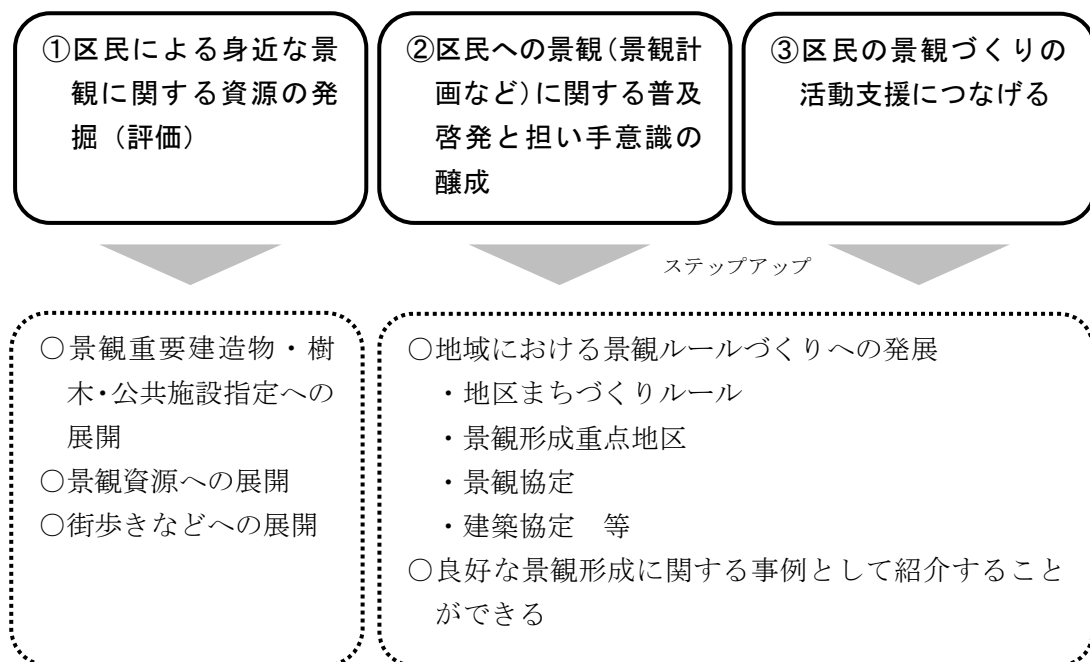
2. 目的

- ・区民の景観まちづくりの関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進するため、(仮称) 大田区景観賞を創設する。

3. 効果

- ・表彰制度の創設により期待できる効果は以下のとおりである。

景観賞実施の効果



4. 景観賞の概要

1) 応募対象及び表彰の対象

- ・景観づくり活動部門と建築物等部門の2部門を設定し、募集する。

部門名	景観づくり活動部門	建築物等景観部門
応募対象	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な取り組み等により、大田区の景観の維持・向上に寄与している活動を対象とします。 例① 街並みの保全・活用・整備改善・創出に関する取り組み 例② 歴史的建造物等を活用した施設運営やイベントの実施 例③ 環境美化（清掃、緑化等）等	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的なものから新しいものまで大田区の景観形成に寄与する、区内の建築物等を対象とします。 例① 建築物（住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等） 例② 工作物（擁壁等） 例③ 樹木や樹林 例④ 公共施設 等
表彰の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の維持・向上に関する活動を行う団体等を表彰します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者、設計者、施工者、その他計画に携わった者を表彰します。

2) 応募方法

- ・区内外問わず、自薦他薦、応募できるようにする。

3) 審査方法

- ・大田区景観審議会の下部組織として設ける景観賞専門部会が選考する。

景観賞専門部会部会員

選任区分	役職	部会員名（専門分野等）
学識経験のある者 (5名)	部会長	野原委員（アーバンデザイン）
	部会員	杉田委員（緑・ランドスケープ）、杉山委員（色彩）、福井委員（土木景観デザイン）、その他建築（意匠系）の委員1名（新たに選任の予定）
区民（3名）	部会員	加藤委員、荘委員、平澤委員

5. スケジュール

- ・景観賞の実施に合わせて、景観賞の周知を目的として、応募開始時にキックオフシンポジウムを開催するとともに、表彰式の際にも、シンポジウムを開催する。

時期	主な内容	
平成27年	2月～3月頃	景観賞実施概要検討・決定
	5月頃	応募開始
	6月頃	キックオフシンポジウムの開催
	10月末	応募締切
	11月頃	景観賞専門部会による審査開始
平成28年	3月頃	結果発表
	6月頃	表彰式及びシンポジウムの実施開催